早川町と住宅金融支援機構が連携

令和4年4月版

www.flat35.com

ＵＩＪターンなどする方に！

マイホーム取得をご検討中のみなさまへ

山で暮らそう！

当初5年間の借入金利 **年0.25%引下げ**

【フラット35】Ｓとの併用で
さらに金利引下げ！

【フラット35】地域連携型（地域活性化）

※【フラット35】地域連携型とは、地方移住者等について積極的な取組を行う地方公共団体と住宅金融支援機構が連携し、住宅取得に対する地方公共団体による補助金交付などとセットで【フラット35】の借入金利を一定期間引き下げる制度です。

○早川町移住者住宅改修費補助金のご相談は

南アルプス邑　はやかわ

早川町総務課移住･管財担当

☎ 0556-45-2513

【フラット35】に関するご相談は　住まいのしあわせを、ともにつくる。住宅金融支援機構

お客さまコールセンター

0120-0860-35（通話無料）

営業時間 ： 9:00～17:00（祝日、年末年始を除き、土日も営業しています。）
ご利用いただけない場合（国際電話など）は、次の番号へおかけください。
048－615－0420（通話料金がかかります。）

早川町歴史民俗資料館（奈良田の里）

早川町

南アルプスの山懐に抱かれた山間の町、早川町。大自然と昔ながらの集落、そしてゆっくりと流れる時間だけ。大自然と暖かい人に囲まれながら、理想の暮らし始めてみませんか？

早川町で利用できる
【フラット３５】地域連携型はこちら

山の活気を伝える 自然の魅力溢れた町
早川町 南アルプス邑 はやかわ

連携

住まいのしあわせを、ともにつくる。
住宅金融支援機構

早川町移住者住宅改修費補助事業

【主な要件】
補助対象者
・町外より移住し、定住の意思をもって住民登録をし、自ら居住するために改修する空き家を所有する方
・本事業完了後５年以上定住する方
・本人及び同居人全ての方において、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77号）第２条第６号に規定する暴力団員でない方

補助対象工事
補助金の交付対象となる工事は、補助金の交付申請のあった年度内に着工し、かつ、当該年度内に完了する工事を対象とし、次のいずれかに該当するものとする。
・住宅の修繕・補修及び増改築
・壁紙の貼り替え、屋根又は外壁の塗り替え等の住宅の模様替えのための工事
・その他、当該住宅に附属する設備の設置等で、町民が必要と認めるもの

【補助金額】
補助金の額は、住宅（居室及び居住に必要な施設に限る。）の改修に要する事業費（消費税及び他の公的補助金充当額を除く。）に２分の１を乗じて得た額（50万円を上限、1,000円未満切捨て）

【フラット３５】地域連携型

ずっと固定金利の安心
【フラット35】
地域連携型
（地域活性化）

金利の引下げ期間
当初 **5** 年間

金利の引下げ幅
年**0.25%**（※）

（※）フラット35Sとの併用でさらに金利引下げ！

※地方公共団体の補助金交付等が終了した場合、受付を終了します。詳細は各地方公共団体にお問い合わせください。

<注意事項>●【フラット３５】地域連携型を利用する場合には、地方公共団体から「【フラット３５】地域連携型利用対象証明書」の交付を受ける必要があります。●【フラット３５】地域連携型には予算金額があり、予算金額に達する見込みとなった場合は、受付を終了させていただきます。受付終了日は、終了する約３週間前までにフラット３５サイト（www.flat35.com）でお知らせします。また、地方公共団体による補助金の交付等が終了した場合も受付を終了させていただきます。補助金の交付等についての詳細は、各地方公共団体にお問合せください。●【フラット３５】地域連携型の内容などの詳細は、フラット３５サイト（www.flat35.com）をご覧ください。●【フラット３５】Sとは、【フラット３５】をお申込みのお客さまが、省エネルギー性、耐震性などを備えた質の高い住宅を取得する場合に、【フラット３５】の借入金利を一定期間引き下げる制度です。【フラット３５】Ｓの利用に当たっては、取得する住宅が省エネルギー性、耐震性、バリアフリー性または耐久性・可変性の基準のうち、いずれか１つ以上の基準に適合する必要があります。基準の詳細は、フラット３５サイト（www.flat35.com）をご覧いただくか、お客さまコールセンター（0120-0860-35）までお問合せください。
●【フラット３５】Ｓには予算金額があり、予算金額に達する見込みとなった場合は、受付を終了させていただきます。受付終了日は、終了する約３週間前までにフラット３５サイトでお知らせします。●【フラット35】は第三者に賃貸する目的の物件などの投資用物件の取得資金にはご利用いただけません。機構では、申込ご本人またはご親族の方が実際にお住まいになっていることを定期的に確認しています。●外国籍の方が【フラット35】をお申込みになる場合は、通常の申込要件に加えて「永住者」または「特別永住者」の資格が必要です。（令和４年４月現在）